第十八条の三　法別表第一の三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条の税理士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　税理士法第二十条の税理士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　税理士法による税理士証票に関する事務

四　税理士法第二十五条第一項の税理士の登録の取消しに関する事務

五　税理士法第二十六条第一項の税理士の登録の抹消に関する事務

六　税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十一条の二の指導又は助言に関する事務

第十八条の四　法別表第一の三十一の項の主務省令で定める事務は、税理士法第五十五条第一項の税理士若しくは税理士法人又は同条第二項の税理士であった者に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務とする。

第十九条　法別表第一の三十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

第十九条の二　法別表第一の三十三の項の主務省令で定める事務は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する事務とする。

第二十条　法別表第一の三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第二十条の二　法別表第一の三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十三　略］

第二十一条　法別表第一の三十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第二十一条の二　法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

［一～六　略］

2　法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　略］

3　法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　略］

4　法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　略］

第二十二条　法別表第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第二十二条の二　法別表第一の三十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第三条の歯科技工士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　歯科技工士法による歯科技工士免許証又は歯科技工士免許証明書に関する事務

［新設］

第十九条　法別表第一の二十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

第十九条の二　法別表第一の二十の二の項の主務省令で定める事務は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する事務とする。

第二十条　法別表第一の二十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

第二十条の二　法別表第一の二十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十三　同上］

第二十一条　法別表第一の二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

第二十一条の二　法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

［一～六　同上］

2　法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　同上］

3　法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　同上］

4　法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第二十二条　法別表第一の二十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

［新設］